

# 兵庫県公報

平成26年3月4日 火曜日 第2号外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

## 目次

規 則	ページ
○ 兵庫県立但馬飛行場管理規則の一部を改正する規則（空港政策課）	1

## 公布された法令のあらまし

### ●兵庫県立但馬飛行場管理規則の一部を改正する規則（規則第5号）

兵庫県立但馬飛行場の設置及び管理に関する条例の一部改正により、民間事業者に兵庫県立但馬飛行場（以下「飛行場」という。）の一体的な運営等を行わせるため、飛行場の運営等を行う民間事業者を選定するための手続等を定めることに伴い、規則に委任された当該選定に係る申請の方法を定める等所要の整備を行うこととした。

## 規 則

兵庫県立但馬飛行場管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月4日

兵庫県知事 井戸敏三

### 兵庫県規則第5号

#### 兵庫県立但馬飛行場管理規則の一部を改正する規則

兵庫県立但馬飛行場管理規則（平成6年兵庫県規則第24号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び第25条」を「、第25条第2項、第26条第1項及び第27条」に改める。

第8条第1項第1号中「8時30分及び9時から18時まで」を「飛行場の運用時間の開始の時刻及び当該運用時間内」に改める。

第23条中「第26条」を「第28条」に、「次条ただし書」を「この規則第27条ただし書」に改める。

第24条を第27条とし、第23条の次に次の3条を加える。

（選定事業者の選定に係る申請）

第24条 条例第25条第2項の規定による申請は、民間事業者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名を記載した申請書に、次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- (1) 定款及び登記事項証明書
- (2) 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、損益計算書その他経営内容を明らかにする書類
- (3) 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び予定損益計算書で飛行場の運営等の業務に係る事項と他の業務に係る事項とを区分したもの
- (4) 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書類
- (5) 飛行場の運営等の業務を行う組織に関する事項を記載した書類
- (6) 飛行場の運営等の業務の実施に関する計画を記載した書類
- (7) 現に行っている業務の種類及び概要を記載した書類
- (8) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

（運営権者の届出等）

第25条 条例第26条第1項に規定する運営権者（以下「運営権者」という。）は、その名称、主たる事務所の所在地又は代表者を変更したときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

2 運営権者は、前条第6号の計画の内容を変更しようとするときは、あらかじめ、知事の承認を得なければならない。

(運営権者による運営等)

第26条 条例第26条第1項に規定する場合には、第19条から第23条まで及び次条ただし書の規定は、適用しない。

2 前項に規定する場合には、この規則に基づく知事の権限のうち、前2条の規定に基づく権限以外の権限は、当該運営権者が行うものとする。この場合における第9条の2の規定の適用については、同条中「但馬空港管理事務所」とあるのは、「飛行場の管理を行うために飛行場内に設置する事務所」とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。